

藍住町自主防災組織等結成促進交付金要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、町内の地域防災力を高めるため、藍住町自治会活動事業補助金交付要綱において町長が定める行政区分（以下「自治会」という。）における自主防災組織等の結成支援を目的として、自治会に対して交付する藍住町自主防災組織等結成促進交付金（以下「交付金」という。）について、必要な事項を定める。

(対象)

第2条 交付金の対象は、次の各号のいずれにも該当する自治会とする。

- (1) 交付金の申請時において、行政区分の新設・統合に関する要綱第5条により町長が承認していること。
- (2) 同一地域内において藍住町自主防災組織等補助金に関する要綱第2条に基づき自主防災組織等として登録の届出がされていないこと。
- (3) 自治会は防災に関する講座（以下「防災講座」という。）を実施し、かつ、自主防災組織に参加見込みの世帯が15世帯以上出席すること。

(交付金の使途)

第3条 交付金は、自治会の運営等に係る経費以外にこれを使用してはならない。

(交付金額)

第4条 交付金の額は、一つの自治会につき一律3万円とする。また、申請は、一つの自治会につき一度限りとする。

(交付申請)

第5条 交付を受けようとする自治会は、自治会の代表者（以下「代表者」という。）が藍住町自主防災組織等結成促進交付金申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付して、町長に申請しなければならない。

- (1) 防災講座実施予定書（様式第2号）
- (2) 自主防災組織等結成計画書
- (3) その他町長が必要とする書類

2 代表者は、前項に基づき申請した後、防災講座を実施し、防災講座の出席者を記した防災講座参加者名簿（様式第3号）を提出しなければならない。

(交付決定)

第6条 町長は、前条による申請を受理した場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは必要な条件を付して交付を決定し、速やかに代表者に通知するものとする。

(交付金の請求)

第7条 前条の規定による通知を受けた代表者は、当該通知に係る通知書の写しを添えて町長に藍住町自主防災組織等結成促進交付金請求書（様式第4号）により交付金の請求をしなければならない。

(交付金の支払)

第8条 町長は前条の交付金請求書等を受理した後に、交付金を支払うものとする。

(交付金の返還)

第9条 町長は第3条の規定に反し交付金を支出した自治会に対し、交付金の全部又は一部を返還させることができる。

(補足)

第10条 この要綱に定めるもののほか、交付金の交付に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。